

[ 事案 20-26・20-27 ] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- ・平成 20 年 8 月 26 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 5 月 18 日 和解成立

< 事案の概要 >

虚偽の説明により、短期間に多数の保険契約に加入させられたとして、全ての保険契約を無効とし既払込保険料全額を返還して欲しいと申立てがあったもの。

(注) 両事案とも、同一の営業担当者から、夫婦それぞれの複数契約についての契約無効確認請求であり、各保険の契約者である夫、妻から申立書がそれぞれ提出され、同時に審理が進められた。

< 申立人の主張 >

平成 18 年 5 月、姉の知り合いの営業担当者(退社済)の勧めで、夫を契約者として 8 件、妻を契約者として 5 件、計 13 件の保険契約を締結したが、下記のような事実により、保険会社に対する信頼が壊れてしまった。13 件全ての保険契約を白紙に戻して、払い込んだ保険料の全額を返還して欲しい。

- (1) 営業担当者は、自己の営業成績を優先させ言葉巧みに虚偽の説明をし、保険知識の少ないことに乗じて、短期間に 13 件という多数の保険契約に加入させた。13 件の保険契約の年間保険料は、我が家の年収を無視した 300 万円を超えるものとなっており、契約継続は困難である。また、加入のキッカケとなった子供の保険について、営業担当者が学資保険と言っていた保険は実は養老保険となっていて、また、家庭の主婦である妻に必要性のない 2,500 万円もの死亡保障の保険に加入させられた。
- (2) 13 件の保険契約への加入に当たっては、それまで加入していた他社保険を虚偽の説明により解約させられ、加入の際に約款が交付されなかった。
- (3) 13 件の保険契約(全て年払契約)の加入に当たり、営業担当者は、各保険契約の 1 カ月保険料相当額を「保証金」として必要であると虚偽の説明により、必要のない 30 余万円を支払わされた。(本件は、営業担当者の不正行為を保険会社も認め、営業担当者および保険会社より返金された)。また、平成 19 年 2 月に妻が加入した変額保険(終身型)については、誤認を招く説明を行った事実を保険会社も認め、契約取消し、払い込んだ保険料の返金がなされた。
- (4) 保険会社は、上記「保証金」の返金手続きに当り、当方が署名・押印し保険会社に提出した「通知書」と題する書面にて、当方が 13 件の契約の有効性について包括的に了承しているものと言っているが、通知書記載の確認事項については説明を受けておらず、返金手続きのためのものと誤認し署名したもので、13 件の契約の有効性について了承したものではない。

< 保険会社の主張 >

下記の経緯から、申立人の求める全保険契約(13 件)の取消し請求には、応じることは出来ない。

- (1) 申立人は、契約全てについて虚偽の説明があったと主張するが、当社調査ではそのような事実は確認することは出来なかった。また、申立人は、申立契約の加入に際して、申込内容を理解したうえで申込書に署名押印したものであり、申立人の当該申込みの意思表示においては、特段の瑕疵はなかったものと考えている。さらに、申立人は、当該契約に関し保険証券の交付を受け、加入した保険契約の

内容について確認できる状況にあった中、営業担当者による金員詐取等が発覚するまでの間、特段の申し出もしていなかったことから、申立契約の取消請求に応ずべき事情はないものと思料する。

- (2) 元営業担当者による「保証金」詐取、変額保険契約の取消しおよび詐取金等の返金手続等の際し、申立人と当社との間においては、「その履行時に申立人が加入している当社保険契約に係る普通保険約款および特約条項に定めるもの以外に、債権債務は存在しないこととなる」旨を確認しており、その事実は書面「通知書」(平成19年7月)として、申立人が記載内容を確認し署名押印のうえ、当社宛提出されている。なお、前記弁済までの間に、申立人から「契約全てについて虚偽の説明があった」旨の主張を受けたことは一切なかった。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出のあった書面にもとづき審理を行うとともに、申立人から契約締結に至った経緯、募集人の説明状況等について事情聴取を行った。

その結果、営業担当者の募集行為は、年間保険料が年収に対し著しく過大であるなど悪質なものであったこと、「通知書」による示談契約は理解が難しいことなど、裁定審査会の見解を保険会社に伝え和解の斡旋を行ったところ、保険会社から和解案(全保険契約の取消しおよび既払込保険料の返還)の提示があり、同案を申立人に提示したところ同意が得られたので、和解契約書の調印をもって円満に解決した。